

豊中市生活保護調整会議設置要綱

(設置)

第1条 多様で複雑な課題を抱える被保護者を適切に支援していくため、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第27条の3第1項の規定に基づき、豊中市生活保護調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 調整会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域における被保護者の支援体制に関する検討
- (2) 個々の被保護者の支援・役割分担に関する検討体制に関する検討
- (3) その他調整会議の目的を達成するために必要と認められる事項

(組織)

第3条 調整会議は、次の構成機関をもって構成する。

- (1) 別表に掲げる関係機関に属する代表者
- (2) その他の被保護者の支援に関係する者として福祉事務所長が必要と認める者

(意見の聴取等)

第4条 調整会議は、第2条に掲げる事項を行うために必要があると認めるときは、構成機関に対し、被保護者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第5条 調整会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。（法第27条の3第6項、法第85条の2）

(庶務)

第6条 調整会議の庶務は、福祉事務所が処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、調整会議において定める。

附則 この要綱は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

別表（構成機関）

機関名	役割
福祉部 福祉事務所	・ 会議の招集・進行、議事録作成 ・ 支援に関するアセスメント、情報提供 ・ 関係機関との連携調整 ・ 個別支援策の実施
支援に関わる各部局担当課	・ 担当する分野における支援に関する情報提供 ・ 個別支援策の実施（担当する分野に関連する部分）
支援に関わる相談支援機関等	・ 相談支援、情報提供 ・ 関係機関との連携調整 ・ 個別支援策の実施（相談支援に関連する部分）